

**建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における  
特記仕様書（案）**

[鳴野橋架替事業に関するCM業務委託]

## 特記仕様書（1）

### 1. 業務件名

鳴野橋架替事業に関するCM業務委託

### 2. 業務期間

契約日～令和10年6月30日（27カ月）

### 3. 対象事業

鳴野橋架替事業

### 4. 履行場所

鳴野橋（大阪市城東区新喜多1丁目～鳴野西1丁目）

### 5. 業務目的

本事業はJR京橋駅の南側に位置し、一級河川寝屋川に架橋されている3径間の橋梁架替事業における事業管理、設計管理、契約事務支援など円滑な事業推進を目的に各種マネジメントを行う業務委託である。

鳴野橋架替事業は、出水期の施工制限により8年を超え、事業が長期化する。また、橋梁北詰を東西に通る府道の交通規制、工事に伴う騒音や振動等、社会的影響が非常に大きい事業である。

また、工事に際し府道石切大阪線の交通規制の実施が不可欠であるが、当該道路は交通量の多い道路であるため、工事に伴う交通規制を実施することは社会的影響が非常に大きい。そのため、交通影響対策について関係機関と協議・調整を密に進めていく必要がある。

河川条件に伴う河川流量・航路幅の確保、舟運調整や橋梁架替による道路高さ上昇に伴う影響や工事による騒音・振動対策が求められる。さらに、交通規制に係る交差点の交通容量の縮減や片側交互通行時の信号現示の最適化が必要であり、土木、河川、交通などの多岐に渡る知識・経験・技術力が包括的に必要である。

### 6. 業務内容

本業務は以下の各種管理を実施するものとする。本業務の実施にあたっては、発注者とのパートナーシップのもと、一体となって業務を遂行するものとし、以下内容を分担・協力して実施するものとする。なお、分担内容については、監督職員と協議・調整のうえ決定すること。

- ① 事業管理
- ② 設計管理
- ③ 契約事務支援

なお、履行期間中に管理対象の変更や追加が発生した場合、業務内容の変更について監督職員と協議するものとする。

#### ① 事業管理

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握し、遂行にあたっての技術的方針や作業スケジュールを記載した業務計画書を立案・作成する。

- 1) 計画・準備

業務着手にあたり、対象事業の事業計画等について監督職員からの説明を受けるとともに、これまでの設計・工事の契約図書や成果品、地元・関係機関との協議状況、別紙-1の範囲において工事や現地状況確認等の現地踏査を行い、事業計画や課題、不確定要素を把握する。

- ・既往情報の収集・整理
- ・現地踏査

## 2) 課題の抽出・整理

計画・準備において把握した各種課題を抽出し、一覧表で整理のうえ監督職員へ報告する。その際、課題の影響度や重要度の評価を行い、課題解決の方針や優先順位等について提案するものとする。

- ・課題の抽出・整理
- ・課題の評価

## 3) 事業リスクの検討

事業全体に影響を及ぼす工程遅延や事業費増大のほか、事業管理体制等に対する事業リスクの対応方針を検討し、事業計画案を立案する。

- ・事業リスクの検討

## 4) 事業計画の改善・立案

把握した事業計画へ反映する事項や改善内容について検討する。その際、設計・工事の発注手続きや、許認可のスケジュールを含めた事業全体工程を作成する。

- ・事業工程計画
- ・事業計画の更新

## 5) 事業進捗の管理

事業の進捗管理として、事業工程上の出来高と設計、工事の履行状況を把握し、事業進捗を管理する。

その際、作成した事業全体工程表や抽出・整理した課題・リスクの検討内容を反映し、事業全体の進捗を可視化すること。これにより、効率的な事業進捗等に関する検討ができるよう、適宜進捗に併せ更新するものとする。

- ・進捗管理
- ・課題管理

## 6) 事業予算の管理

事業の進捗を踏まえた事業予算を把握し、設計や工事費の整理を通じて予算執行管理を支援する。

また、各工事の施工状況を踏まえ、コスト縮減に対する提案を行う。

- ・事業予算の把握
- ・設計・工事費の整理
- ・予算執行計画の立案

## 7) 会議体運営支援

事業の円滑な推進のために必要となる会議体の設定を検討する。

また、会議運営に際して、会議資料の作成や司会進行等の運営支援を行う。

- ・ 会議体設定の検討
- ・ 会議体運営支援

#### 8) 関係機関協議支援

本事業に関連する関係機関を整理し、必要な会議や説明会等のスケジュールを計画する。また、必要に応じて協議同行し議事録作成や助言等の支援を行う。

なお、関係先については以下を想定している。

関係先	内容	備考
地元自治会や沿川住民	工事説明	複数者
舟運事業者	工事説明	複数者
鉄道事業者	工事説明	JR西日本
河川管理者	河川協議（河川占用）	大阪府
交通管理者	公安協議（道路使用、通行止め）	大阪府
公益事業者	施工協議（近接施工） 移設協議	大阪市水道局 関西電力、大阪ガス、大阪市建設局下水道部

- ・ 関係機関協議の整理
- ・ 関係機関スケジュール計画
- ・ 協議同行支援

#### 9) 事業間の調整

本業務対象の鳴野橋架替事業に関連する都市計画道路事業との事業間で図るべき事項として、統一事項や協議事項を整理する。そのうえで、事業進捗に応じた各種調整を図るものとする。

また、本業務内においても事業間の情報連絡・調整を図り、打合せ・協議を通じて監督職員へ関連事項の報告をすること。

### ② 設計管理

本業務期間内で履行する既契約の測量・調査・設計等業務および本業務の発注計画に基づき発注・契約された各種業務を対象に設計管理を行う。

#### 1) 設計工程の管理

業務受託者からの履行報告や実施工程表に基づき業務工程を管理し、業務促進に関して助言を行う。

#### 2) 設計履行の管理

測量・調査・設計等業務（表1）の期間中、その履行状況や設計内容について管理する。

また、業務の実施段階において、業務受託者から提出される比較調査・検討または比較設計が実施された場合は、採用された比較案および選定された最適案が妥当なものか確認し、その結果を監督職員へ方向する。なお、確認に際しては別途の構造計算や比較設計は

行わない。

また、工事実施において、設計変更内容に関して統一すべき条件を整理し、未発注区間の設計方針へ反映する。

そのほか、業務受託者間の調整が必要な場合は調整会議等の開催を検討し、監督職員を支援する。

表1

業務名	設計概要	備考
令和8年度鳴野橋詳細設計 業務委託	詳細設計	
鳴野橋調査業務委託	地下埋設物の調査	
発注計画に基づき本業務期間中に発注・契約された各種業務		2件（想定）

- ・ 契約関連図書の内容把握
- ・ 業務計画書の確認
- ・ 業務履行状況の把握・確認
- ・ 比較設計等の妥当性検討
- ・ 設計協議の支援

### 3) 設計の技術的支援

設計条件の整合性を精査し、発注工事との整合を確認する。不整合が判明した場合、必要に応じて工事受注者が行う設計図書の照査等に対する技術的な助言・支援を行う。

なお、設計業務等による別途発注が望ましい場合は監督職員に提案し、承認の上で発注に伴う支援を行う。これに伴う契約事務支援については別途協議とする。

- ・ 修正設計の成果品確認
- ・ 設計協議の技術的支援

### ③ 契約事務支援

事業計画及び設計方針に基づき、対象範囲の優先度を踏まえた発注計画を検討し、発注に必要となる関係図書の作成を支援する。ただし、積算は含まない。

#### 1) 工事の発注計画

事業の進捗状況等を踏まえ、工程、予算、留意事項等について工事の発注計画案を検討する。

また、これら工事の発注ロットや与条件の整理を含めて監督職員へ提案する。

#### 2) 工事の入札契約事務支援

工事の発注計画に基づき、工事契約に係わる関係図書（仕様書など）の作成を支援する。

### ④ 打合せ協議

打合せについては、業務着手時、成果品納品時のほか、中間打合せ時（月2回）の計72回実施するものとする。協議方法は対面またはWeb方式による。

## 7. 業務実施体制

本業務の実施にあたっては、管理技術者および主任技術者のほか、担当技術者を計1名以上配置すること。

また、業務執行において、種々の分野からなる専門技術課題に対応するため、技術支援要員を設置する。

なお、これによる実施体制のイメージを図-1に示す。

### ① 管理技術者

契約の履行に関し、業務の全体管理および総括等を行う者をいう。

### ② 主任技術者

管理技術者のもとで複数の担当技術者を統括し業務の執行にあたり、主に技術上の監理をつかさどる者で、受注者が定めた者（管理技術者、担当技術者を除く）をいう。

### ③ 担当技術者

管理技術者および主任技術者のもとで対象事業において定型業務を担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者、主任技術者を除く）をいう。

### ④ 技術支援要員

管理技術者および主任技術者のもとで、種々な分野からなる専門的技術課題に対応する者で、受注者が定めた者（管理技術者、主任技術者、担当技術者を除く）をいう。

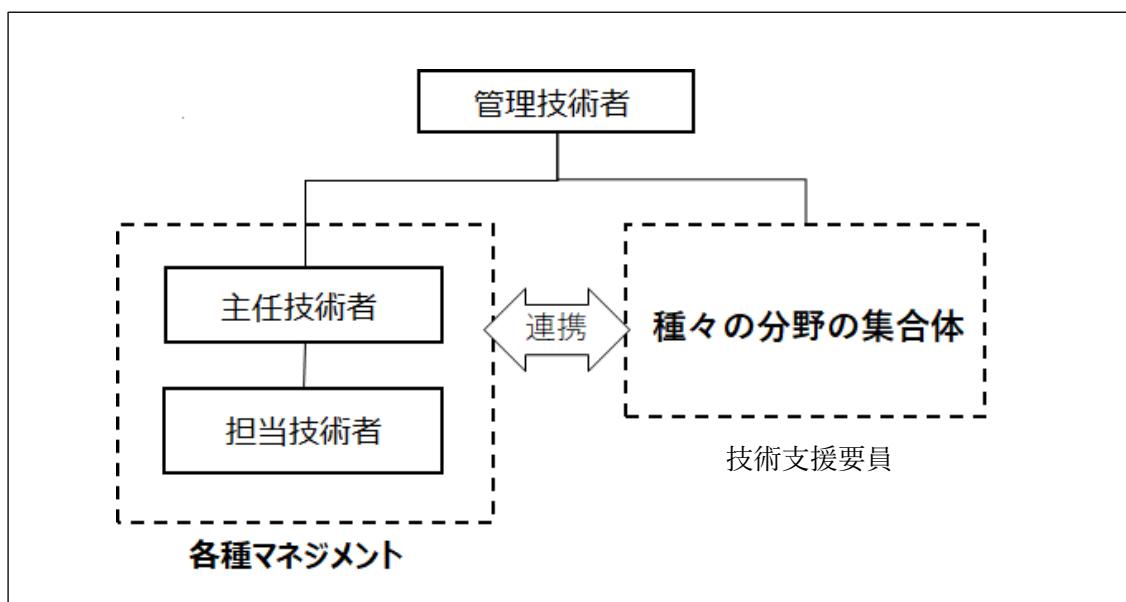


図-1 実施体制のイメージ図

## 8. 管理技術者の資格及び実績要件

本業務では管理技術者を配置することとし、資格については次のいずれかの条件（①,②,③,④）を満たし実績については、平成27年度以降に、次に示す（ア）について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。また受注者と直接雇用関係を有していること。

- ① 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「土質及び基礎」、「道路」）とするものに限る）とするもののいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。
- ② 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設一般」並びに「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「土質及び基礎」、「道路」）に合格し、同法による登録を受けている者。）とするものに限る）とするもののいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。
- ③ 上記①・②と同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。
- ④ RCCM（「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「土質及び基礎」、「道路」）のいずれかの資格を有し、登録を受けている者。

ア. 官公庁発注のPM（プロジェクトマネジメント）業務又は、CM（コンストラクションマネジメント）業務の実績。

## 9. 主任技術者の資格及び実績要件

本業務では主任技術者を配置することとし、資格については次のいずれかの条件（①,②,③,④）を満たし実績については、平成27年度以降に、次に示す（ア）について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。また受注者と直接雇用関係を有していること。

- ① 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「土質及び基礎」、「道路」）とするものに限る）とするもののいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。
- ② 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設一般」並びに「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「土質及び基礎」、「道路」）に合格し、同法による登録を受けている者。）とするものに限る）とするもののいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。
- ③ 上記①・②と同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。
- ④ RCCM（「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「土質及び基礎」、「道路」）のいずれかの資格を有し、登録を受けている者。

ア. 官公庁発注のPM（プロジェクトマネジメント）業務又は、CM（コンストラクションマネジメント）業務の実績。

## 10. 担当技術者の要件

本業務に担当技術者を1名配置すること。また、受注者と直接雇用関係（派遣契約関係も含む）を有していること。

なお、担当技術者の資格及び業務実績は規定しない。

## 11. 常駐・選任の要件

配置技術者の常駐・選任の有無及び期間については以下のとおりとする。

なお、現時点で想定する要件であり、事業進捗に伴い要件の見直しが考えられる。そのため、監督職員と本業務の体制に関して適宜協議するものとする。

### 【常駐】

- ・管理技術者 無
- ・主任技術者 無
- ・担当技術者 無

### 【専任】

- ・管理技術者 無
- ・主任技術者 無 (※)
- ・担当技術者 無

※主任技術者は専任を求めるが、本業務を最優先とする事とし、その他業務の管理技術者になることは認めない

## 12. その他

- ・受注者は、マネジメント業務（以下、「業務」という。）を遂行するにあたり、業務の経過および検討結果や整理した資料について発注者へ報告を行い、意見交換を行った後、発注者より指示を受ける。
- ・成果品の提出については、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。
- ・本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。
- ・公的機関以外での立入がある場合は、事前に監督職員と綿密な打合せを行うこと。
- ・関係機関との協議に作成した資料については、関係先との協議結果により、修正等が生じたときは、監督職員の指示に従い、業務遂行に努めるものとする。
- ・本業務遂行にあたり、特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合には、その都度、監督職員と協議し、その内容を確認したうえで業務を遂行しなければならない。
- ・その結果、業務内容に変更が必要となった場合は設計変更協議の対象とする。
- ・コンプライアンス（公益通報）については、別紙-2のとおりとする。
- ・生成AI利用に関する特記仕様書については別紙-3のとおりとする。
- ・実施した業務については、各年度末に履行確認のための検査を受検し、部分払いを行うこととする。なお、詳細については、監督職員と協議のうえ決定すること。

## 特記仕様書（2）

### 1. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成28年9月）<令和5年9月1日以降発注分より適用>」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については「大阪市建設局ホームページ>産業・ビジネス>入札契約情報>各局等入札契約情報>建設局>入札・契約のお知らせ>業務委託共通仕様書（平成28年9月）<令和5年9月1日以降発注分より適用>」を参照すること。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

### 2. 単価適用年月について

設計業務委託等技術者単価および公共工事設計労務単価については、国土交通省より令和7年2月21日付で示された「令和7年度 設計業務委託等技術者単価」を適用している。

### 3. 監督職員

- ① 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知する。
- ② 監督職員は、契約図書に定めた範囲内において、設計数量等の把握をすると共に、承諾、協議を行う。

### 4. 成果品の納入

- ① 本業務の成果品は2部提出すること。なお、各業務の遂行に必要な資料の部数については、監督職員と協議すること。
  - ・報告書電子データ一式（PDF及び編集可能なファイル）DVD等メディア2部
  - ・報告書（A4サイズ、パイプ式ファイル）2部
- ② 成果品は、業務委託共通仕様書を標準とし、詳細については監督職員と協議すること。
- ③ 監督職員の指示がある場合にはPDF形式ファイルデータを作成し提出すること。
- ④ なお、データの提出に際しては、ウィルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウィルス検査の結果を監督職員に報告すること。
- ⑤ 成果品の作成イメージは別紙-4を基本とすること。

### 5. その他

- (ア) 監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。
- (イ) 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。

鳴野橋現地調査範囲



## 特記仕様書

### (条例の遵守)【条例5条関係】

第1条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)【条例6条2項・条例12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)【条例7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)【条例17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 生成AI利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成AIを利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成AI利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン第1.0版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成AIの利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

## 成果品の製作イメージ

